

# 工事請負契約書(案)

工事名 静岡大学(用宗)用宗フィールド海水ポンプ更新工事  
請負代金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近藤裕史 と受注者との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び特記仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は、以下の場所において施工する。  
静岡県静岡市駿河区用宗2丁目28番14号(静岡大学用宗団地構内)
- 第3条 着工時期は、令和5年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、令和5年10月13日とする。
- 第5条 工事を施工しない日は、原則、特記仕様書の施工条件に記した日時とする。なお、実施工程表提出時に、土曜・日曜・祝日、及び受注者の夏季休暇・年末年始休暇等について、発注者、受注者間で協議する。また、工事を施工しない時間帯は、原則、午後6時から午前6時までとする。なお実施工程表提出時に、他律的な要因により配慮が必要な場合においては、発注者、受注者間で協議する。
- 第6条 契約保証金は免除する。
- 第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第9条 完成通知書は静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第10条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 静岡県静岡市駿河区大谷836  
国立大学法人静岡大学  
契約担当役  
財務施設部長 近藤裕史

受注者